

令和 8 年度農地中間管理事業について



1. 特徴

- (1) 農地中間管理機構が出し手(農地所有者)から農地を一旦借り受け、担い手(借受希望者)に転貸します。
- (2) 貸借の手続きが簡単です。
- (3) 公的機関なので安心です。
- (4) 賃借料(地代)は原則金納のみです。(物納を希望される場合はご相談ください)
出し手と受け手は、毎年、賃借料の1%の手数料を機構から徴収されます。
(ただし、最低800円、最高8,000円)
- (5) 市街化区域以外の農地が貸借の対象です。



2. 出し手(農地所有者)の方へ

- (1) 契約期間満了時には確実に地主の方に返還されます。再契約することも可能です。
- (2) 農業者年金(委譲年金)受給者は引き続き受給できます。
- (3) 機構へ農地を貸し付けるには、貸借の調整がつく場合のみとなります。
- (4) 機構へ貸し付けた農地は、原則、地域計画に基づき転貸されます。
- (5) 貸借契約には、農業委員会の総会を経て県の公告等が必要となります。

3. 担い手(借受希望者)の方へ

- (1) 農地の集団化や経営規模拡大をすることができます。
- (2) 10年以上貸借契約をすることにより、長期的に安定した農業経営が可能になります。
- (3) 機構から農地を借り受けられるのは、貸借の調整がつく場合のみとなります。
- (4) 農地の違反転用をしている場合、是正する必要があります。
- (5) 貸借契約には、農業委員会の総会を経て県の公告等が必要となります。

お問い合わせは 郡山市農業政策課 電話024-924-2201 まで